

意欲ある事業者経営・技術支援補助金 パワーアップサポート

本制度は、市内の中小企業者のみなさまを対象に、新製品・技術開発、新分野への進出、経営改善・技能の向上にかかる費用や、簡易版KES認証取得など環境への配慮にかかる費用の一部を補助するものです。

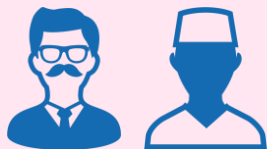
メニュー拡充！！



新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために**前向きな投資**を行う事業者を対象に、新たに**インターネット出前代行サービス等活用**、**自社専用のECサイト構築**や**オンラインサービスの提供**等を行った場合、対象事業の一部を補助します！

▼対象となるお店・会社や団体

中小企業者



以下、いずれの条件も満たしていること

- (1) 市内で6カ月以上、同一事業活動
- (2) 市税を滞納していないこと

※中小企業者…中小企業基本法第2条第1項に該当するもの。

or

交流団体

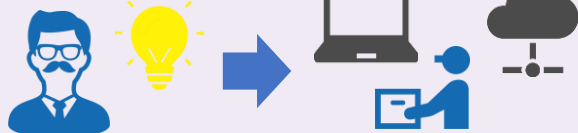


以下、いずれの条件も満たしていること

- (1) 中小企業者交流団体で6カ月以上活動を継続
- (2) 構成員の過半数以上が市内事業所

▼補助上限額（同一年度内）

パワーアップサポート



新製品技術開発、新分野進出など

対象となる事業経費

(消費税及び他制度からの補助を除いた額)

新製品・技術の開発、新分野進出、経営改善・技能の向上等を目的とし、大学、公的機関、公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人等が実施する経費が補助対象。

※千円未満切捨て

※ただし、交流団体が開催する一般公開のセミナーや研修に係る費用は、一度の申請につき5万円を上限とする。

※八尾市実施事業は当該補助の対象外

	予算総額 200万円	
補助率	1/2	
補助上限額	10万円	
	①	②
別 枠	+5万円	+10万円

別枠補助事業

①簡易版環境マネジメントシステム認証取得料

②インターネット出前代行サービス等活用

自社専用ECサイト構築、オンラインサービス提供支援

申込受付期間：令和3年1月29日（金）まで

※郵送の場合、必着

但し、1月末までに実施・支払が完了しない事業についてはその事業のみ令和3年3月31日（水）まで可能

必ず対象となる事業が終了し、経費支払終了後に申請してください。

パワーアップサポートの補助金申請・様式はこちら！

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000013937.html>



▼補助対象経費 ※詳しくは、ホームページをご確認ください

	補助対象経費
製品開発 ※1	①貸出機械・器具を利用した使用料の一部を補助 ②専門機関に委託・依頼した場合の製品試験・調査研究・分析委託料の一部を補助
販路開拓 ※2	①商工業展示会への出展参加費用の一部を補助 ※クリエイション・コア東大阪の常設展示場の展示費用は対象外。 ②「みせるばやお」に限り、展示等を行うためのコンテンツ制作費用の一部を補助 ※事業の実施機関は制限なし ③購入型クラウドファンディングを活用し、目標達成した際にプラットフォームへ支払う手数料の一部を補助
高付加価値化	①初めて行う産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）にかかる費用の一部を補助 ②初めて医療機器製造業登録を受けるための申請にかかる費用の一部を補助 ③初めて第一医療機器製造販売業承認及び第二種医療機器製造販売業承認・認証の申請費用の一部を補助 ④初めて第三種医療機器製造販売業届出にかかる費用の一部を補助 ※特許庁より減免を受けた場合はその減免額を除く。
人材育成	新事業展開、経営改善、新製品・技術の開発、品質・技能の向上に関する研修・講習会の受講料、講師謝礼の一部を補助 ※資格取得費用、半年以上の長期間の研修や通常の事業活動に際して最低限必要とされる技術の取得のための研修等の費用は対象外。 ※新製品・技術の開発、品質・技能向上に資するものに限り、企業合同勉強会での講師派遣にも活用できます。 ※交流団体が開催する一般公開のセミナーや研修に係る費用も対象となります。一度の申請につき上限5万円。開催場所は「みせるばやお」もしくは、八尾商工会議所3階「セミナールームまたは多目的室」に限る。
国際標準化機構規格	初めて国際標準化機構規格（ISO）の認証を受けるための審査及び登録にかかる費用の一部を補助 ※ただし、ISO9001、14001、2015年版、JISQ9100の認証取得については、従前のISO認証を取得している場合であっても、初回に限り対象。
環境貢献 ※3	KES、EA21等中小企業向け簡易版環境マネジメントシステム認証取得審査登録料の一部を補助 ※KES環境マネジメントシステムステップ1からステップ2に移行する際の認証取得審査登録料を含む
緊急対策	①インターネット出前代行サービス等活用にかかる費用（サービス手数料）の一部を補助 ②自社専用ECサイト構築、オンラインサービス提供等にかかる費用の一部を補助

注釈

- ※1 利用機関：公的機関（東大阪市立産業技術支援センター等）、地方独立行政法人（大阪産業技術研究所等）、一般財団法人日本建築総合試験所、一般財団法人化学研究評価機構、一般財団法人日本食品分析センター、公益社団法人大阪食品衛生協会（食品検査センター）等。
- ※2 「一般社団法人日本クラウドファンディング協会」の会員が運営する購入型クラウドファンディングに限る。
- ※3 利用機関（利用機関：一般財団法人持続性推進機構、特定非営利活動法人KES環境機構）

▼申請に必要な書類 ※詳しくは、ホームページをご確認ください

- ① 申請書、② 実施事業内訳書、③ 同意書（市税の納付状況を確認することへの同意）
- ④ 申告書（暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないことへの申告）
- ⑤ 対象経費を支払った際の領収書の写し（支払先、内容、金額、領収日が明示されているもの）
- ⑥ 事業内容と費用が確認できる書類

※交流団体は①～⑥の他に、会員名簿、役員名簿、会則、議事録等6か月以上の活動実績 がわかるものが必要

また、人材育成の区分の場合は参加者一覧が必要です。

※交流団体が開催する一般公開のセミナーや研修に係る費用は、事業開始1カ月前に事業実施計画書の提出が必要